

重要事項確認書 兼 免責契約書

平成 年 月 日

(甲) 一般社団法人 全日本フライボード協会

(乙)

住所 沖縄県国頭郡恩納村真栄田 2 6 6 2-2

住所

代表理事 小林 秀光

印

氏名

印

(丙)

住所

氏名

印

甲と乙は、平成 29 年 6 月 24 日から平成 29 年 6 月 25 日に浜名湖館山寺星野リゾートホテル付近で行われる第 5 回全日本フライボード選手権(以下、「本大会」という。)の参加におよび開催にあたり、以下の通り契約(以下、「本契約」という。)を締結する。また、乙が未成年(満 19 歳以下を未成年とする。)の場合は、本契約の締結にあたり、代理人として、丙が乙に係る責任の全部を有するものとする。乙が成年の場合は、丙の記載は無しとする。

第 1 条 (本大会の詳細)

乙は、甲が主催にて開催する本大会に参加する。乙の本大会参加は、乙の申し出により決定した。

- (1) 本大会の名称：第5回 全日本フライボード選手権
- (2) 本大会の日時：平成29年6月24日から平成29年6月25日の終日にかけて
- (3) 場所：静岡県浜松市館山寺星野リゾート前
- (4) 内容：競技者が「フライボード®」において、順位を競う。
- (5) エントリー料金：1名につき12,000円とし、乙は、甲が指定する口座に平成29年6月9日までに振り込む。振込手数料は乙の負担とする。ただし、本大会が不可抗力により中止とされる場合は、甲は、乙に対し全額を、乙の指定する口座に直ちに振り込んで返金しなければならない。この場合、振込手数料は甲の負担とする。
- (6) その他費用：本大会に乙が参加するにあたり発生する全ての費用は乙の負担とする。

第2条（契約期間および解除）

本契約は、平成29年6月9日までに締結されていなければならない。本契約の期間および期限は、甲から乙に対しての解約の申し出がない限り、本契約締結日から無期限に有効とする。本契約は甲が指定知る住所宛てに、乙が郵送にて発送し、甲が受け取った事をもって締結とする。

第3条（事前合意）

本契約を締結するにあたり、甲乙双方による協議のうえ、事前に合意している事項(特記事項記載)があることを確認する。

第4条（損害賠償責任および保証）

- (1) 本大会中に発生した乙に係る事故や破損について、甲、あるいは、本大会の開催に係る団体及び個人は全ての責任を免除される。また、本大会の開催日時以降に、乙に係る事故や破損が発生した場合も同様に、甲、あるいは、本大会の開催に係る団体及び個人は全ての責任を免除される。

第5条（秘密保持）

いずれの当事者も、相手方によって開示されたまたは本契約の履行ないし本大会の遂行過程で取得された相手方の固有の技術上、営業上その他の業務上の情報を秘密として扱うものとし、当該相手方の事前の書面による承諾なく、これらの情報を本契約の目的以外に使用し、または第三者に開示してはならない。

第6条（合意管轄）

各当事者は、本契約に関して当事者間に紛争が生じ、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第7条（協議）

本契約に定めのない事項、本契約中疑義の生じた事項については、両当事者別途協議のうえ、これを決定する。

この契約成立の証として本書2通を作り、当事者署名のうえ、各1通を保有する。あるいは、乙が未成年の場合は、本書3通を作り、甲乙丙それぞれが、各1通を保有する。

特記事項

- ・乙は、本大会開催中に傷病が発生した場合、応急手当を受けることに異議を唱えたり抵抗する事はできない。乙は、その方法、経過等について、甲、あるいは、本大会の開催に係る団体及び個人に対し、責任を問うことはできない。

- ・乙は、本大会に係る傷病、事故、後遺症、紛失等に対し、自己の責任において本大会に参加しなければならない。
- ・乙は、いかなる場合も、甲、あるいは、本大会の開催に係る団体及び個人に対する責任を免除し、
損害賠償等の請求を行うことはできない。
- ・乙は、甲、あるいは、本大会の開催に係る団体及び個人の指示に従わなければならない。
- ・乙は、本大会に係る乙の映像・写真・記事・記録等（氏名・年齢・性別・記録・肖像等の個人情報）が各種メディア、あるいはSNSなど、不特定多数の閲覧者が存在する媒体に、乙の許可なく報道・掲載・利用されることを承諾しなければならない。
- ・乙は、本大会に係る映像・写真・記事・記録等の掲載権・使用权は主催者に有る事を承諾しなければならない。
- ・乙は、本大会が不可抗力により、開催を縮小、あるいは中止の決定は主催者が判断することを承諾しなければならない。それによる乙の経済的損失が発生した場合、甲、あるいは、本大会の開催に係る団体及び個人に対し、乙は損害賠償を請求する事はできない。
- ・乙は、乙自身が「フライボード」の熟練者であり、「フライボード」における技術や知識を十分に備えている事を、甲、あるいは、本大会の開催に係る団体及び個人に対し保証しなければならない。

以上。